

地区まちづくり育成条例施行規則第15条の規定に基づく 専門的知識を有する者の派遣に関する取扱い基準

(目的)

- 第1条 この取扱い基準は、地区まちづくり育成条例施行規則（以下、「規則」という。）
第15条の規定により専門的知識を有する者の派遣を行うにあたり、必要な事項を定め、
適切な運用を図ることを目的とする。

(地区まちづくり専門家による支援の内容)

- 第2条 地区まちづくり専門家は、地区まちづくり構想その他地区まちづくりの推進に資
する計画を策定するための、次の支援を行う。
- (1) 地区まちづくり組織の主体的な取り組みに対する、専門的な助言等
 - (2) 基礎的調査並びに検討会議・ワークショップ等の企画及び運営
 - (3) ワークショップ等の取りまとめ、今後のまちづくり活動に必要な提案及び報告書の
作成
 - (4) 地区住民等の意見を聴くためのアンケート調査や説明会の実施支援及び取りまとめ
 - (5) その他市長が必要と認める支援

(派遣申請)

- 第3条 規則第15条第2項に規定される地区まちづくり専門家派遣申請書（第19号様
式）の、「地区まちづくり専門家の派遣を希望する理由」欄に記載する事項は、次のとお
りとする。
- (1) 派遣による支援を希望する活動の内容
 - (2) 派遣による支援の必要性
 - (3) その他市長が必要と認める事項
- 2 派遣を希望する期間は、申請年度の末日までを限度とする。

(派遣の決定)

- 第4条 規則第15条第3項の規定により派遣が適当と認める地区まちづくり組織は、規
則第15条第1項に規定される地区まちづくり組織のうち、次に掲げるものとする。
- (1) 主体的に地区まちづくり構想その他地区まちづくりの推進に資する計画の策定に
向けて取り組んでいる組織
 - (2) 適切なスケジュールで活動に取り組んでいる組織

(地区まちづくり専門家の選定)

- 第5条 市長は、規則第15条第3項の規定による地区まちづくり専門家の派遣を決定し
た時は、速やかに地区まちづくり組織を支援する地区まちづくり専門家を選定するもの
とする。
- 2 前項の選定に際しては、地区まちづくり組織の目的及び活動内容並びに地域の実情そ
の他の事情を勘案し、適切に選定しなければならない。

(助言及び指導)

第6条 市長は、専門家の派遣を受ける者及び専門家に対し、派遣業務の内容について必要な助言又は指導をすることができる。

(個人情報の使用制限等)

第7条 規則第15条第1項の支援により、個人情報の提供を受けた地区まちづくり組織は、当該情報を、地区まちづくり構想その他地区まちづくりの推進に資する計画の作成目的以外に使用してはならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の個人情報の使用状況に関し、当該地区まちづくり組織から報告を求めることができる。

3 市長は、個人情報の提供を受けた地区まちづくり組織が第1項に違反したときは、速やかに個人情報の返還を命ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この取扱い基準は、平成23年7月7日から施行する。